

リープフロッグ（蛙飛び）とデジタル庁

◇蛙飛び（リープフロッグ型発展）

所長 貫見 昌良

経済大国だった日本は、なぜ中国に追い抜かれてしまったのか？

遅れてきた者が、先行者をカエルが跳ぶように追い越すこと。それが「リープフロッグ（蛙飛び）」、リープフロッグ型経済発展。

中国ではアリババをはじめとするテック企業が急速に発展しました。これには訳があります。日本のように銀行や固定電話といった既存ネットワークが中国では未発達でした。それゆえに銀行や固定電話といったシステム＝既得権から自由な状態に置かれていたのです。

中国の改革開放政策が新しいビジネス（eコマースとスマホ）が大きく市場を獲得し急成長していきました。新しい市場に一足飛びに新しいビジネスモデルが作られていったのです。

エコノミストの野口悠紀雄教授は「世界の覇権争いの歴史を振り返れば、リープフロッグ=逆転勝ちの連続」（『リープフロッグ 逆転勝ちの経済学』文春新書）だったと語ります。

かつて中国は、紙、印刷術、羅針盤を発明して最先端の文明を誇ったが、大航海時代に世界にうって出たヨーロッパに追い抜かれた。ヨーロッパは「株式会社」というリスク分散方法を開発して発展していった。

次に産業革命を果たして覇権を握った国はイギリスだった。ガス灯のイギリスも電気の時代には立ち遅れ、ドイツとアメリカに追い越された。

そしてインターネットの時代と「改革開放」がかみ合い、21世紀は中国が覇権を握ろうとしている。

◇日本経済復活への道 デジタル庁9月創設へ

平井卓也デジタル改革相は「スマートフォン一つで60秒以内であらゆる行政手続きができるようにする」と話し、デジタル改革関連法案では「マイナンバーカードの機能をスマホに搭載」としています。

残念ながら、令和3年2月1日現在マイナンバーカードの人口に対する交付枚数率は **25.2%** です。鹿児島県は **23.0%**、鹿児島市 **22.8%**、一番高い屋久島町で **42.8%** です。マイナンバーカードの普及率だけを考えればこれから先の道のりも簡単ではないでしょうが、本人確認と紐付きで番号が特定できさえすればいいのですから、やり方はいろいろと考えられます。他の国で出来てわが国でできないということはありません。デジタル化が仕組みとして役立ち、日本全体の効率化を上げていくだけではなく、新たなサービス（愉しみ）も立ち上がってくるでしょう。期待するだけではなく、われわれも少し先にはデジタル化に向けた事業再構築を描いていく必要があります。

政府は「デジタル庁」創設を含む計64本のデジタル改革関連法案を閣議決定し衆院に提出し、今国会で成立を図り、デジタル化推進の司令塔として9月の同庁創設を目指します。

法案は、①デジタル庁設置 ②理念を定めた基本法 ③マイナンバーと預金口座のひもづけ ④押印廃止などの社会整備 ⑤自治体のシステム標準化の5分野です。

そして、令和3年度税制改正では「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」が創設されます。

DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

（所得税・法人税・法人住民税・事業税）

新設

- ウィズ・ポストコロナ時代を見据え、デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）を実現するためには、経営戦略・デジタル戦略の一体的な実施が不可欠。
- このため、産業競争力強化法に新たな計画認定制度を創設。部門・拠点ごとではない全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%/3%）又は特別償却30%を措置する。

制度概要 【適用期限：令和4年度末まで】

認定要件	要件
デジタル(D)要件	① データ連携・共有 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと内部データとを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得（レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保）
企業変革(X)要件	① 全社の意思決定に基づくものであること（取締役会等の決議文書添付等） ② 一定以上の生産性向上などが見込まれること等

税制措置の内容

対象設備	税額控除	特別償却
・ ソフトウェア ・ 繰延資産*1 ・ 器具備品*2 ・ 機械装置*2	3% ----- 5%*3	30%

*1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用をいう
*2 ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る
*3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合

- ※ 投資額下限：売上高比0.1%以上
- ※ 投資額上限：300億円
(300億円を上回る投資は300億円まで)
- ※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

わが社を“変革できる企業体質”に変える！

昨年は、世界中が「コロナ」の攻撃に翻弄されて、日本社会は守り一辺倒の1年だったと思います。このコロナ禍で昨年、企業が取った行動は、というところ、日本企業が守り（内向き）に重点を置いたのに対して、欧米の企業は、この混乱のさ中でも攻め（外向き）の経営をした、という新聞報道がありました。

やっぱり、そうだったか。この20年余り日本の賃金は上っていません。逆に9%も下がっているのです。賃金水準は先進7カ国中最下位です。情けないが事実であります。

日本社会の体質は、企業も個人も内向きで守りには強いが、外向きの攻めの経営に弱いのです。これは、社員の問題ではなく経営者の経営力にあると海外の専門家から指摘されているのです。

日本社会が和（調和）を大事にするあまり、企業も“仲良し人材集団”になっているのです。ところが社員は、“もっと成長したい”という欲求をみんなが持っているのです（マズローの「人間の欲求5段階説」）。その欲求とは、“認められたい”、“褒められたい”、“人と比べられたくない”“もっと上位に居たい”という第4段階の「自己顕示欲求」であり、更にその上の、“やりたい仕事をして、得意な仕事をして、人より成果を挙げて会社から高く評価されて、それで納得のいく収入を得たい”。これが第5段階の「自己実現欲求」です。この「自己顕示欲求」を、更に「自己実現欲求」を叶えさせて、わが社を強力な人財組織につくりあげることです。これで、生産性は必ず上がります。企業の目的は、「生産性（1人当たり付加価値）を上げて、賃金を上げて、利益を確保する」ことです。

今年は「コロナ」2年目です。もう内向きの守りだけでは生きていけません。変化のスピードは、想像を絶するほど速くなります。データ時代における“自社の強み・長所・やりたいこと”をはっきり見極めて、過去の成功体験と決別して、ゼロベースで目指すべきビジネスの形を考えなければなりません。経営者は、自らの頭で考え抜き、わが社を変革できる企業体質に変えることです。企業体質は一朝一夕には変革できません。ここは経営者がトップダウンで変革を促せば、必ず変わり始めます。

いま、企業体質の変革に経営トップが取り組むべきことは、次の3点だと考えます。

1. 大義ある、壮大なビジョン（将来像）を明確にすること（ビジョン）

- ①わが社のビジョン（理念・ミッション・戦略目標）を全社員が共感し、これを“共有させる”
- ②わが社のミッション（使命一世代人のため）を全社員の行動規範になるまで“浸透させる”
- ③経営トップが、「情熱」と「信念」と「実践」をもって“やり通す”

2. わが社を、強力な人財組織（チーム）につくり上げること（人材育成）

- ①コミュニケーションを密に取り、成長欲求を引き出し、“自立している人財”に成長させる
- ②社員のやる気を引き出す“仕組み（システム）”を導入する

3. 社長が、強力なリーダーシップを発揮すること（リーダーシップ）

- ①“経営理念の浸透”に「情熱」と「信念」を持って真剣に取り組む
- ②社員との“信頼関係を築く”
- ③的確で、スピーディな“意思決定”
- ④社員を信じて任せる“権限委譲”
- ⑤利他の実践—ビジョンに共感して働く社員の幸せのために、“私心を捨てて尽くす”

相談役 徳留忠敬

～岩元耕児会長の今月の郷土玩具～

野田天神

島根県の松江や出雲、福島県の会津若松、広島県の三次など全国のいくつかの地域に、三月のひなの節句のひな壇に男の子のために天神を飾る風習があったそうです。松山などの伊予地方でも男児が生まれると母方の実家などから学問の神、菅原道真にあやかって賢い子供に育つようにと土天神が初びなとして贈られたということです。昔は地域によってはひなの節句を男女ともに祝っていたようです。

この野田天神は明治20年頃から作られていて、以後廃絶の危機を乗り越えながら現在まで作られています。道後温泉本館前にある工芸品や玩具などを売っている「狸のれん」という店で売られています。7～8年前に所用で松山に行った時に買い求めたものです。



愛媛県 松山市

創業・地域創生支援室より

起業創業とM&A

起業の方法には大きく3種類あります。

- ①0から自分で立ちあげる起業、
- ②フランチャイズなどの枠組みに加入する「FC 起業」
- ③小規模な事業を譲渡してもらいスタートする「スモール M&A 起業」があります。

中小企業庁の発表によれば、2025年頃までに、平均引退年齢の70歳を超える中小企業約250万社のうち約127万社が後継者未定とのことであり、今後廃業する可能性も否定できません。社会に必要な企業が消滅し、雇用も喪失するのは地域経済にとっても大損失です。

創業支援室でもそのような、なくしてはならない企業の存続と、新たな起業家を結びつけることは社会的にも意義があると考えておりますので、今後取り組みを進めて参ります。

しかしながら、M&Aは財務・事業・法務などのリスク検討事項が多くありますので、そのあたりは支援室としてもプラットフォームとしての役割を担って参る所存です。今後の起業の選択肢の1つとして期待される所です。



創業・地域創生支援室長 大野芳人

今年の税制改正を紐解く!

令和3年度 税制改正の要点



税理士 瀧川 真吾

令和3年度税制改正が行われました。今回の最大のテーマは「新型コロナウイルス感染症」により、戦後最大の経済の落ち込みに直面したわが国の経済を再生することです。その柱は①ウィズコロナ・ポストコロナの経済再生、②デジタル社会の実現、③グリーン社会の実現、④中小企業の支援、地方創生、⑤経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し、⑥経済のデジタル化への国際課税上の対応、⑦円滑・適正な納税のための環境整備、となっております。その中で今回は個人所得課税を中心に解説していききたいと思います。

1. 住宅ローン控除制度の拡充

住宅ローン控除は、消費税率 10%への引き上げに伴い、2020年12月末までに新居へ入居することで13年間に渡って控除が受けられる特例措置が実施されています。今回の改正により、**2022年12月末**までに入居した場合に限り、引き続き**13年間の控除**が受けられるようになりました。また、これに合わせて同控除の対象となる物件の面積要件が現行の**50㎡から40㎡**へと緩和されます(所得制限あり)。従来より小規模な住宅を取得予定の方には、朗報となります。

適用要件	区分	控除期間
・床面積 50㎡以上 ・合計所得金額 3千万以下	・令和2年10月1日から令和3年9月30日までの新築住宅契約(分譲住宅、既存住宅は令和2年12月1日から令和3年11月30日まで) ・上記の契約で、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合	13年
・床面積 40㎡以上 ・合計所得金額 1千万円以下		13年

2. 退職所得課税の適正化

現行制度では、**法人の役員**が勤続5年以下で退職金を受け取った場合、いわゆる「2分の1課税」が適用されません。今回の改正は、勤続5年以下の**従業員**についても、役員と同様に「2分の1課税」が適用されなくなります。退職金による節税手法にメスが入ったかたちです。

3. 住宅取得資金贈与の非課税措置

直系尊属(親や祖父母)から住宅取得資金の贈与を受けた際、一定の金額までは贈与税を非課税とする特例措置です。贈与枠も増え住宅需要が伸びることが期待されます。

税率	住宅	現行	改正後
消費税率 10%	耐震、省エネ住宅等	1,200万円	1,500万円
	一般住宅	700万円	1,000万円
消費税率 8%	耐震、省エネ住宅等	800万円	1,000万円
	一般住宅	300万円	500万円

4. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から子や孫へ教育資金を一括贈与した場合の贈与税の非課税措置(1,500万円まで)について、適用期限の**2年延長**が行われました。ただし、令和3年4月1日以後の信託等から贈与者が死亡したときの残額について見直しが行われます(いわゆる**相続時の2割加算の対象となります**)。

5. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

固定資産税の計算のベースとなる課税標準は、3年ごとに評価替えが実施され、令和3年はこの評価替えの年に該当します。令和2年1月の時点で、全国の地価はおおむね上昇傾向にありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大により、現在は商業地を中心に地価が大きく下落しています。そこで、地価下落は通常通りの評価を行います。一定の地価上昇となる土地については、令和3年度の課税標準が令和2年度の課税標準と同額とされます(実質減税効果)。

6. 所得拡大促進税制の見直し

中小企業における所得拡大促進税制について、適用が見直しされます。具体的には、これまでは継続して雇っている人に支払う給与総額が1.5%以上増えた場合に増加分の15%を減額してきました。今後は賃上げがなくても、**人員増などで給与総額が1.5%以上増えれば**、減税の対象となります。

【改正後】
$$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.50\%$$

※雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金に算入される国内雇用者に対する支給額をいいます。

個人所得税関係では、小規模な改正となりました。新型コロナからの経済再生を下支えするための改正や、デジタルガバメントを推進する改正がメインとなります。一方、ここでは紹介できなかった法人版では事業の再構築や生産性の向上など、企業の足腰を強くする措置が多く設けられています。詳細な内容については各担当者までご相談ください。

事業再構築補助金について

2020年第3次補正予算で、新たな事業展開を支援する補助金法案が発表されました。コロナ禍支援の一貫ですが、持続化給付金のように現在の事業を維持するための助成ではなく、コロナ禍における事業の思い切った転換に踏み込む企業への助成内容となっています。

応募要項などはまだ詳細に発表されていませんが、条件等は以下の通りです。

<対象者>

1. 申請前の直近6ヶ月間のうち、「任意の」3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同月3ヶ月の合計売上高と比較して「10%以上」減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3%(一部5.0%)以上増加、または従業員一人あたり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費となる見込み

	補助金額	補助率
中小企業(通常枠)	100万円以上6,000万円以下	2/3
中小企業(卒業枠)※1	6,000万円超～1億円以下	2/3
中堅企業(通常枠)	100万円以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)
中堅企業(グローバルV字回復枠)※2	8,000万円超～1億円以下	1/2

<対象経費>

建物費、建物修繕費、設備費、システム購入費、外注費、研修費、技術導入費、広告宣伝費、販売促進費等が補助対象経費となります。

当税理士法人も認定経営革新等支援機関として活動しております。担当者までお問い合わせください。



事業繁栄部 新徳 博幸

お客様紹介 フォンタナの丘かもう

フォンタナの丘かもうは、健康に暮らすための想いがつまった「健康の駅」。

【お食事】

日本初の新しい健康食「無糖・無塩食」。身体に優しい新しいジャンルの食「無糖・無塩食」、健康にこだわった料理をご提供。



【温泉】

いつでも清潔な源泉かけ流し温泉。3本の源泉をミックスした豊かなお湯癒しの空間が広がる大露天風呂で至福のひとつとき。



【お部屋】

お部屋は「木」にこだわった、自然の中の癒しの空間。18室あるすべてのお部屋に、大きな窓に面したひのき風呂、テラスを配置。

ぜひ、身体に優しい、贅沢なひとときをお過ごしください！



☎ 0120-52-1218 TEL 0995-52-1218

【受付時間】8:00～21:00 FAX 0995-73-6006

〒899-5307 鹿児島県姶良市蒲生町久末434-1



おうち時間 有効活用?!

みなさんは「サブスク」を利用されていますか？

「サブスク」とは「サブスクリプション」の略称で、個別の購入ではなく、一定期間あたり指定の金額を支払うことで、その期間中特定のサービスを受けられる権利を購入するサービス、またはビジネスモデルのことです。

近年のサブスク需要の高まりは、モノの所有へのあこがれが希薄になり、コト(体験・サービス)を重視する風潮が強まってきていると言われています。そして、新型コロナウイルスの感染拡大により、自宅に居ながら様々な体験が出来るということで、さらに注目を集めています。

サブスクとは、どんなサービスがあるのでしょうか。調べてみると様々なサービスがあることが分かりましたが、大きく分けて4つの種類に分類できます。

1. 定期便タイプ: 食品や花などを定期的に送ってくるサービス
2. 利用権利タイプ: 音楽や動画視聴サービス
3. レンタルタイプ: ブランド品や洋服などを貸し出すサービス
4. 体験を売るタイプ: 洋服のコーディネートなどの、カスタマイズを売るサービス

以上4つのサービスが主なものです。

以前から新聞の定期購読等の「定期的に料金を支払うことで対価を得る」定額制もありましたが、サブスクは、「料金プランやオプションなどをニーズに合わせて用意している」など顧客満足度をより意識している点が違います。

モノの所有からコトの消費へと世の中が大きく変化していることで、これまで所有することが当たり前だったモノがサービス化し、サブスクという形で浸透していています。

私も、サブスクの代表格の映像配信サービスを利用しています。コロナ禍で、自宅で過ごすことが増えたことで、おうち時間を有意義に過ごすために利用しています。様々なジャンルの映画やドラマを見ることができ、ステイホームを楽しく過ごすのに活躍してくれています。

今後も様々なモノがサブスク化されると予想されます。利用する側もそれぞれのメリット・デメリットを押さえ、本当に自分に必要なサービスかを見極め、上手に利用することが大切だと思いました。



総務課 郡山 恵子

新入社員の紹介

○名前 大工 尚(だいく なお)

○特技 姿勢体操

○趣味 バスケットボール ランニング
魚釣り ガンプラ制作



○自己PR

一期一会、人との繋がりを大切にして、お客様は勿論、一緒に関わる方々も楽しく仕事出来るように精進します。

○入社して一言

新型コロナの影響が地域経済をはじめ、あらゆる地域・職業に出ていると感じています。

一日でも早くお客様をはじめ、皆さまのお役に立てる人財となれるように日々勉強して頑張ります。

宜しくお願い致します。